

徳島県規則第二十四号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表五の項中「すべて」を「全て」に改め、同項3中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改め、同表第五号の表中「すべて」を「全て」に改め、同号の表三の項中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。